

IV. 「調査事務」の適切な実施のあり方と支援方策について

前述の「Ⅱ. アンケート調査結果」、「Ⅲ. ヒアリング結果」から、平成 24 年度の制度改正により、『「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドライン』が示された以降、都道府県等における「調査事務」の取組状況に大きな違いが生じている実態が把握された。

これを受け、検討委員会においては、「介護サービス情報の公表」制度の趣旨目的である、利用者に対して介護サービス事業者に関する情報を公平かつ適切に提供するための環境を整えることにより、利用者による適切な評価が行われ介護サービスの質の向上が図られることを目指し、現行制度の下で、都道府県等における「調査事務」の適切な実施のあり方とその実現に向けた支援方策について検討した。

1. 「調査事務」の適切な実施のあり方について

- 厚生労働省から、政府の実施している事業の自己点検である「行政事業レビュー」(内閣府:令和3年度)において、「介護サービス情報の公表制度が、利用者による事業者の適切な評価・選択に資するものであることに鑑み、全ての自治体において適切に情報の更新が行われるような方策を検討すべきである。」と指摘されていることの報告があった。
- また、かねてより指摘のある介護サービス情報に係る介護事業者から都道府県等への報告の際の事務負担の大きさについては、厚生労働省から、令和3年度において「介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出(紙→電子化)を実現するための介護サービス情報公表システムの改修」が行われていること、及びこれにより事務負担が大幅に改善される見込みであることが報告された。
- 本事業では、介護サービス情報の公表制度の運用において、各都道府県等における「調査事務」の取組状況に大きな違いが生じている実態や、調査事務に係る体制や予算の脆弱性が把握された。このため、当検討会では、本事業により明らかとなった都道府県等の実態を踏まえ、今後の国の支援のあり方について検討を行い、下記のとおり提言することとした。
 - ・都道府県等が介護サービス情報の公表制度の運営が適正かつ円滑に実施できるよう必要な支援を行うことを目的に実施されている国の「介護サービス情報の公表制度支援事業」について、引き続き、都道府県等の実態を踏まえた体制や予算の確保が行えるような運用としていただきたい。
 - ・介護サービス情報の公表制度を通じて公表される情報は、利用者による事業者の適切な評価・選択に資するものであることから、介護サービス事業所・施設が現に行っている事柄(事実)に基づく客観的な情報でなければならず、また、その情報の迅速な更新についても強く要望が寄せられるなど、極めて重要である。このため、都道府県等においても、「調査事務」の運営にあたって、『「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドライン』を踏まえつつ、引き続き、調査の適時・適切な実施や調査の均質性の確保に向けて、現状を検証し適正化を図っていくべきである。

2. 「調査員養成研修」への支援方策について

○アンケートやヒアリング調査の結果や検討会での議論を踏まえると、「調査事務」の均質性の確保が課題となっていることが確認された。国からは、「調査事務」を担う調査員の養成研修のカリキュラム等が示しているものの、調査自体が行われていないことから調査員養成研修が実施されていないことに加え、都道府県が自ら調査を行う場合にあっても調査員研修が勧奨されていることが解釈の違いなどから浸透していないことなどが課題であることがわかった。

○また、調査員養成研修の実施の有無に関わらず、標準的なテキストの作成をはじめ、研修実施の委託などの支援策については高いニーズがあることがわかった。今般、本事業の一環として標準的な「調査員養成研修テキスト」を作成したことから、調査員養成研修はもとより、都道府県等、指定情報公表センター、指定調査機関等の実務においても積極的に活用いただきたい。また、その他の調査員養成研修の実施に向けた支援方策として、テキスト以外の研修教材の開発、講師となる指導者の養成、講習内容に係る映像コンテンツの作成、運営受託ができる機関の確保などを進めるべきである。

3. その他の支援方策について

○「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法に定められているにもかかわらず、介護サービス事業所・施設から、報告や調査への協力が得られないといった指摘もあり、特に調査実務に携わる関係者からは、周知徹底のための方策が望まれている。前述のとおり事業所指定の際の報告事務との情報の共有化が検討されていることから、事業所指定や指導監査等の際に介護サービス事業所・施設に対して当該制度について十分な説明を行うべきである。

○「介護サービス情報公表システム」については、国に一元化された以降、その充実強化のための取り組みが続けられてきているが、介護サービス事業所・施設のシステム入力時のエラーに対する照会等について、都道府県等の負担が大きいとされていることから、介護サービス事業所・施設が入力しやすいシステムへの改修や相談機能の充実強化が求められる。

○「介護サービス情報の公表」制度では、介護報酬請求額が100万円未満の小規模の介護サービス事業所・施設については対象外とされているが、これらの抽出に都道府県等の事務作業の負担が大きいとの声があることから、この作業が容易となるシステム改修などの支援が求められる。

(これに関しては、小規模な介護サービス事業所・施設を調査の対象から除外していること自体への疑問の声もあった。)

○介護サービス事業所・施設に対して都道府県等が実施する指導・監査のための調査についても、介護サービス情報の公表制度との重複感があることが指摘されており、前述の事業所指定との関係とも合わせて、介護サービス事業所・施設の事務負担軽減・効率化のための検討が必要である。